Keio Associated Repository of Academic resouces

Relo Associated Repository of Academic resources	
Title	熊野別当系図の社会的意味
Sub Title	The social meaning of the Kumano betto lineage chart
Author	宮家, 準(Miyake, Hitoshi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1990
Jtitle	哲學 No.91 (1990. 12) ,p.353- 374
JaLC DOI	
Abstract	The Kumano betto (steward) families controlled the "Theree Mountains of Kumano" (Kumano Sanzan) from the beginning of the 11th century until the end of the thirteenth century. This essay analyzes the social meaning of the Kumano Betto lineage chart. This lineage has its origin in the conferring of a public rank (sogo) on the fifteenth betto Chokai (1037-1123) in 1090 by the imperial family (the retired emperor Shirakawa). After this the betto status became hereditary. We can thus divide the history of the Kumano betto into those before and those after this time. In the earlier period there were the first to fourteenth betto, when the betto were chosen from among the people in general at Kumano. However, the lineage chart claims that the first betto was either the daughter of a powerful provincial family which served the Fujiwara aristocracy and the Kumano avator (gongen), or a shugenja (ascetic) who practiced asceticism on Mt. Omine and worshiped the Kumano avatar. The next betto in turn up to the fourth betto were the eldest son, second son, third son, and son of the eldest son (of the first betto). Later betto also followed this pattern, with brothers taking precedence over father-son succession. This kind of succession was of the same type as the succession of the betto post which was made hereditary after the time of Chokai. Thus the Kumano betto lineage chart sought to show that, first, the betto family has its origins in the powerful provincial family which served the Kumano avator in the distant past, and is thus most eminent of all families in that area. Second, in order to assure a smooth hereditary succession, it attempted to show that traditionally the succession of the betto followed rules of seniority. On the basis of these two points, the Kumano betto family was able to control the Kumano area through hereditary succession; it is here that we find their soial meaning.
Notes	文学部創設百周年記念論文集I Treatise
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000091-0353

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

熊野別当系図の社会的意味

宮

家

准*

The Social Meaning of the Kumano Betto Lineage Chart

Hitoshi Miyake

The Kumano betto (steward) families controlled the "Three Mountains of Kumano" (Kumano Sanzan) from the beginning of the 11th century until the end of the thirteenth century. This essay analyzes the social meaning of the Kumano Betto lineage chart. This lineage has its origin in the conferring of a public rank (sōgō) on the fifteenth bettō Chōkai (1037-1123) in 1090 by the imperial family (the retired emperor Shirakawa). After this the betto status became hereditary. We can thus divide the history of the Kumano betto into those before and those after this time. In the earlier period there were the first to fourteenth betto, when the betto were chosen from among the people in general at Kumano. However, the lineage chart claims that the first betto was either the daughter of a powerful provincial family which served the Fujiwara aristocracy and the Kumano avatar (gongen), or a shugenja (ascetic) who practiced asceticism on Mt. Omine and worshiped the Kumano avatar. betto in turn up to the fourth betto were the eldest son, second son, third son, and son of the eldest son (of the first betto). Later betto also followed this pattern, with brothers taking precedence over father-son succession. This kind of succession was of the same type as the succession of the betto post which was made hereditary after the time of Chōkai. Thus the Kumano betto lineage chart sought to show that, first, the betto family has its origins in the powerful provincial family which served the Kumano avatar in the distant past, and is thus most eminent of all families in that area. Second, in order to assure a smooth

^{*} 慶應義塾大学文学部教授(社会学)

hereditary succession, it attempted to show that traditionally the succession of the bettō followed rules of seniority. On the basis of these two points, the Kumano bettō family was able to control the Kumano area through hereditary succession; it is here that we find their soial meaning.

序

周知のように熊野三山は、古代末から中世前期、とくに院政期には、上皇や貴族たちの相つぐ熊野詣もあって大きな勢力を誇っていた。その中心をなしたのは、教務、俗務にわたって一山を支配した熊野別当である。もっとも熊野別当職は、公的には 13 世紀末の正湛で終了する。けれどもその後、中世後期から近世にかけても熊野三山の支配者たちは、その出自が別当家につらなるとしている。このように、熊野別当の系譜をひくということが、一山支配の正統性の根拠となっている。そしてこのこともあってか、数多くの熊野別当系図がつくられているのである。

熊野別当系図は、これ迄在地の研究者によって、系図所載の人物やその事跡を種々の文献や同類系図の記述にてらして比較検討するという考証学的視点から試みられてきた。これに対して近年は、熊野別当系図を熊野詣、僧綱補任、寺社、庄園などの記録に照して吟味し、別当家の成立や、在地領主家をあとづけたり、熊野詣などの際の別当の働きを分析する研究が中世史家によって積極的に進められている。これによって、熊野別当系図の虚像があばかれ、確実な史実にもとづく実像が呈示されたのである。

もっとも、いくつかの虚構を含む熊野別当系図が鎌倉時代初期につくられたのは、それだけの理由があってのことなのである。一般に系図にあっては、中興の祖が実際の創始者で、その初代や初期の人物は系譜の権威を高める為につけくわえられることが少なくない。これらの人物に関する記述にしても同様である。熊野別当系図においても、熊野別当が熊野三山を支配することが正当であるということを山内の人々に認めさせる為の工夫

がはらわれている。その初代、中興の祖、彼らに関する記述、さらに歴代の主要人物に関する説明の中にこうした試みがなされているのである。それ故にこそ、熊野別当系図を所持し、別当家の出自だということが熊野一山を支配することの正統性を根拠づけることになるのである。

勿論近年の研究によって明らかにされたように、熊野別当系図にも明白な史実の裏付けがある部分が少なくない。それをもとに熊野別当の活動が跡づけられてもいる。それ故、歴代の熊野別当の相互関係を史実にもとづいて検討することによって、熊野別当家が別当職を世襲的に継承していくにあたっては、どのような合理的な手だてが構じられていたかを解明することも出来るのである。もっともこうした合理的な手だてに対しても、それを正統化するための意味づけが試みられている。

そこで本小論では熊野別当系図に見られる虚像と実像の両面を検討することによって、熊野別当家が別当職を家職として継承することを可能にした非合理的ならびに合理的根拠を解明することにしたい. なお熊野別当系図は中世後期以降は、本宮、新宮、那智の支配者にも、その支配を正統化するてだてとして用いられている. そこでこのことについても考慮することにしたい.

1. 熊野別当系図の種類

熊野別当系図には数多くのものがあるが、ここでは中世末までに熊野三山で成立した主要なものをとりあげることにする。まず熊野別当系図の概要を知っていただくよすがとして「熊野別当代々次第」(以下「代々次第」と略す)所載の歴代熊野別当名をあげておく。

1代快慶,2代慶覚,3代覚胤,4代快円,5代慶玄,6代長仁,7代增慶,8代增皇,9代殊勝,10代泰救,11代快真,12代永尊,13代覚真,14代宗賢,15代長快,16代長範,17代長兼,18代湛快,19代行範,20代範智,21代湛增,22代行快,23代範命,24代湛政,25代琳快,26代快

命, 27代湛真, 28代尋快, 29代定湛, 30代静快, 31代正湛

この「代々次第」は上記の歴代別当のそれぞれについて別当補任年,治山期間,親子兄弟など続柄を付記する歴代記の形式をとっている。なお本系図とほぼ同形式のものに,「熊野別当代々記」(『続群書類従』4下)「熊野別当次第」(『熊野山略記』熊野那智大社文書4)などがある。これに対して,野線で親子兄弟関係を示した系図には,「熊野別当系図」(『群書類従』6下「那智系図」「米良系図」(東京大学史料編纂所影写本)がある。この他より簡単なものに歴代の別当やその在位年数などを書き記した「熊野山本宮別当次第」(「諸山縁起」『寺社縁起』日本思想大系20)がある。このように形式面から見た場合には、熊野別当系図には、歴代記、系図、書下しの3種類のものが認められるのである。

もっとも「序」で述べたように本小論では特に熊野別当系図の初代や初期の人物,その記述のうちに、別当家の権威づけの論理を解明することを考えている。そこでその初代や初期の人物の相違にもとづいて、熊野別当系図を3種に分類し、それぞれの代表的なものを紹介しておきたい。

第1は系図の最初に寺務の禅洞をあげる『諸山縁起』所収の「熊野山本宮別当次第」(以下「本宮次第」と略す)である。この系図は承安4年(1174) に別当になった高坊法印範智でおわっている故, その頃になったものと考えられよう。その記載の仕方は,最初に寺務禅洞聖人をあげ,その後久しく絶えていたが千如住持,中堂誦師がこれをついだとし,そのあと僧皇別当,殊勝別当,泰久別当をへて,範智までの別当や権別当をあげている。なお時代は下るが、『熊野山略記』所掲の「熊野山別当次第」では禅洞上人,千始住持,仲霊講師、僧皇別当,殊勝,泰救をへて最後を正湛でおえる形がとられている。ただ千始は千如と仲霊講師は中堂誦師と同一人物をさすと考えることが出来る。それ故,この二つの系図はいずれも最初に3人の修行者と思われる人物を配する基本的には同じ構成をとっている。なおこの系図は、修験道の書物である『諸山縁起』に「本宮別当次第」

として掲げられているもの故,本宮の修験者によって持ち伝えられたものと考えることが出来よう.

第2は最初にあげた「代々次第」に類するものである。ここでは初代別当に快慶、8代別当にさきの増皇をあげ、以下は第1の「本宮次第」の歴代別当とほぼ同じ配列となっている。もっとも本系図では、範智をついだ湛増以下、最後の別当とされる31代の正湛まで書き続けられている。この「代々次第」には、正嘉2年(1258)9月に補任された29代定湛で終ったり、定湛迄が同一筆で、あとは異筆の伝本もあるゆえ、13世紀後期に成立したと考えられる。なお本系図は『熊野速玉大社古文書古記録』所収本の最後に「右代々記、新宮内陣納」とあることからすると、新宮に伝わったものと思われる。これに類するものには、「熊野別当代々記」『続群書類従』4下所収)がある。本系図では第1代別当快慶から第31代正湛迄を、補任年と治山期間などの簡単な付記をつけてあげ、最後に「右別当卅代相続、其後断絶無別当職、自住古至今別当屋敷新宮境内在之也」と記している。ここからもこの第2の種類のものが、新宮に伝わった熊野別当系図であることが推測されるのである。

第3のものは藤原北家の系図を藤原実方まであげ、その子泰教を初代別当としたものである。この代表的なものには、『続群書類従』所収の「熊野別当系図」(以下「別当系図」と略す)がある。この「別当系図」では、藤原鎌足、不比等、房前から北家藤原氏さらに小一条左大臣師尹の流れをくむ左中将実方迄、藤原氏の系図を親子兄弟を罫線で示す形であげたうえで、第2の「代々次第」では10代別当とされる泰教につないでいる。そして以下同じ形式で31代正湛、さらにその子の慶湛、孫の宗湛迄をあげている。しかも宗湛には別当との付記がなされている。なお本系図には別当の在職順を示す数字は付されていない。これと並んで「別当系図」で今一つ注目されるのは、白河上皇が熊野御幸された時に法橋の位を授かった長快(「代々次第」では15代別当)の末子道賢の系統があげられていることで

ある. なお道賢には、那智山執行を意味する執行法師との付記がなされている. また彼から 11 代目にあたる道昭まで、いずれも「道」を通字とする子孫があげられ、そのうちの4人には執行法師、または那智山執行との付記が認められる. そして最後に「右熊野系図一本、以那智山実報院道昭法印家蔵本写之」と記されている. それ故この系図は鎌倉時代後期に那智山でつくられたものと推測することが出来よう. ちなみに、この「別当系図」に類するものには「那智系図」「目良系図」(東京大学史料編纂所影写本)がある. この両者は藤原氏の祖天児屋根命から書きはじめたものである. なお実方以下の歴代の別当は「別当系図」とほぼ同じであるが、「目良系図」には詳細な付記がつけられている. なお第 1、第 2 のものがいずれも歴代記であるのに対して、この「別当系図」に類するものはいずれも、親子兄弟関係を罫線でむすぶ一般の家系図の形式をとっている.

2. 初代と中興者

熊野別当系図にあげられている初代は、「本宮次第」は禅洞、「代々次第」は快慶、「別当系図」は泰救というようにそれぞれ異なっている。またそれにつぐ人物やその記述も3種の系図で若干ことなっている。そこで以下これらを検討することによって各系図の性格を明らかにすることにしたい。

「本宮次第」の冒頭にあげられている禅洞は『諸山縁起』によると、白鳳年間 (672-686) に熊野権現の宝前に詣り、そのあと大峰山に入って胎蔵界、金剛界で修行し金剛薩埵の位に達した。そして修行者の為に大峰山中に仏菩薩を顕し示した。特に大峰八大金剛童子のうち、禅師宿の検始童子、笙の岩屋の虚空童子、小笹の宿の剣光童子は彼が修行したうえで顕したものとされている。また『証菩提山等縁起』には、禅洞が大峰山中で上記の三童子を顕した話とあわせて、彼が「縁起」を大峰山に納めたことや、その後彼が再び東国から訪れて熊野に神宮を建立して仏事を修したとの伝承をあげている。その他『熊野山略記』の本宮の項には、千与定が本宮大湯

原で発見した熊野権現を禅洞が一緒にまつり、このことを紀伊国の人々に 広めたとの伝説が記されている。このように、禅洞は熊野権現をまつり、 大峰山に諸仏諸尊をあらわした修行者とされているのである。ただ彼のあ と久しく絶えていた熊野山を再興した千如(千始)住持、中堂誦師(仲霊 講師)の事跡は定かではない。けれどもこの2人にしても山林修行者と考 えられないでもない。このように「本宮次第」は熊野の寺務に最初にあた った人物として、熊野権現をまつり、大峰の諸仏諸尊をあらわした修験者 禅洞をあげている。また2代目、3代目も山林修行者である。こうしたこ とからも、この系図が本宮を拠点として大峰山で修行した山伏によって作 られ、持ち伝えられたものと推測されるのである。

もっとも「本宮次第」で最初の別当にあげられているのは、6年間山を治めたとされる増皇である。この増皇に関しては『権記』の長保2年(1000)1月20日の条に、増皇は熊野山に久しく住して修行し、別当になっていた。ところが京寿という客僧が別当の地位をうばおうとして、増皇に犯過があると奏上し、廟議も京寿に別当補任の官符を出そうとした。これに対して一山の僧徒が反対し、京寿の奏上が虚偽であることを申しのべて、増皇の留任を請願したので、京寿の別当補任がとりやめになったという話をあげている。このように「本宮次第」は中央で明白に知られている増皇を別当の最初にあげているのである。

ちなみに「本宮次第」には増皇以下の歴代別当の治山年数があげられている。それによると殊勝7年,泰救不詳(「代々次第」では20年)快真17年,永尊16年,覚真2年,長快48年(以下略)となっている。なお長快は既述のように長寛4年(1090)白河上皇から別当として始めて法橋の位を授かっている。そこで泰救の治山期間を一応20年として,増皇から長快迄の歴代の治山期間を加えると68年になる。それ故長快が20年間別当をつとめた上で、法橋に任ぜられたとすると、さきの長保2年(1000)から長寛4年(1090)迄の期間にほぼ対応する。勿論系図の記述が

そのまま史実とはいえないかも知れないが,この間にこれらの別当が存在 した事が治山年数の合計から見れば可能となるのである.それ故「本山次 第」は比較的史実に即した系図に当時,本宮の修験者の間で信じられてい た熊野権現や大峰山の開山に関する伝承を加えたものと推測されるのであ る.

「代々次第」には本文の前に天仁元年 (1108) 5 月 10 日に長快と頼巌が 白河上皇に歴代の別当を記して献上したとの文が記されている。それ故本 系図は,寛治 4 年 (1090) に熊野別当長快が法橋に任じられたのを受けて, 当時一山を治めていた長快と頼巌が上皇に提出したものと伝えられていた と考えられよう。

さて、この「代々次第」では、初代快慶の付記に「嵯峨天皇弘仁三年(812)十月十八日補任、父左大臣、母禅師女、榎本道信嫡女也、男子七人女子一人、治山卅六年、承和十四年(847)十一月廿四日入滅畢」と記されている。これによると父は左大臣、母は榎本道信の嫡女である。この左大臣は「別当系図」所掲の藤原久嗣(775-826)が天長7年(825)に久しく欠官となっていた左大臣になり、閑院左大臣とも通称されている故、暗に彼をさしているとも考えられよう。一方快慶の母の父榎本道信は新宮で熊野権現の侍者とされる榎本、宇井、鈴木の熊野三党の一つ榎本家の人であったと考えられる。なおこの母は禅師の女ともされている。熊野で禅師といえば宝亀3年(772)に十禅師の一人に補された永興禅師が知られている。ただこの記述と榎本道信嫡女とする記載の関係は定かではない。いずれにしる快慶は藤原貴族と熊野権現につかえる榎本氏の娘、あるいは熊野で籠山修行した興福寺出身の永興の娘とされているのである。

「別当系図」では最初に藤原北家の系図をあげ、その流れをくむ左中将 実方の子泰教を初代の別当にあげている。藤原実方は、小一条左大臣師尹 の孫貞時の子であったが、わけあって叔父済時の養子となった。そして成 長後は一条天皇につかえて侍従右兵衛権佐を経て従四位上左近衛中将とな った.しかしながら長徳 2,3年 (996-7) 頃,過失をおかして陸奥守に左遷され,同 4年 11 月 13 日に同国で死亡した.歌人としても知られ歌集『実方集』があるという.もっとも「別当系図」には実方には「左中将」,泰救には「治三十二年(ママ)長元三年 (1030) 後一条御宇」との付記があるのみである.ただこれと同類の「目良系図」の泰救の項には「熊野別当上綱(初カ) 之助第十代之別当相続ス」「母別当殊勝女」「快慶(中略)依勅補任別当,是此職始也,快慶ヨリ九代別当殊勝ト言,殊勝之娘羽林中将実方朝臣ニロシテ一字ヲ生(下略)」と付記されている.

なおさきにあげた「代々次第」の泰教の項には「一条院御時長保元年 (999) 正月三日補任,父実方中将母奥国也,殊勝別当依儲嫡女為嫡子別当補任治山廿年也,寛仁二年 (1018) 十月廿日入滅,男子三人女子二人」と付記されている。もっとも上記の文中「父実方中将母奥国也,殊勝別当依儲嫡女為嫡子」の意味は明瞭でない。ここでは立花秀浩が上記の「目良系図」の記載,『紀伊続風土記』の考証をもとに試みた,「父は実方中将で陸奥の国の人,殊勝別当は嫡女が嫡子を儲けたので別当に補任した.」との解読に従うことにしたい。

このように「別当系図」では藤原実方の子とされている初代別当泰救は,他の系図においては「代々次第」で初代別当とされた快慶の場合と同様,藤原北家につらなる貴族(実方)と熊野の支配者(殊勝)の娘の子とされているのである.

ところで以上の3種の系図のいずれにもあげられている長快(「代々次第」では15代別当)は、白河上皇が寛治4年(1090)に熊野御幸された時に法橋に任ぜられている。そしてこれ以後長快の家が代々別当家として僧綱の位を授けられることになる。こうしたことから長快は熊野別当僧綱家の初代、あるいは熊野別当家の中興とされている。そして『紀伊続風土記』などでは、この長快から始まる系図を史実にもとづいて作成しているのである。

熊野別当系図の社会的意味

ちなみに『三河国長存寺縁起』には、陸奥国で死亡した藤原実方の子孫の多くは世捨人となった。たまたま堀河天皇の御代に実方の5代の孫にあたる教真という僧が、紀伊国熊野にきて籠山修行していた。その時熊野御幸された白河上皇が、熊野の神職の棟梁の鈴木氏にこの山に別当がいるかどうかおたずねになった。そして丁度その折権現の宝前に花をそなえていた山臥の教真を別当にしたとの話をあげている。これは上記の別当長快の法橋補任の史実を、実方の子を熊野別当家の初代とする伝承にむすびつけて伝説化した話と考えられよう。

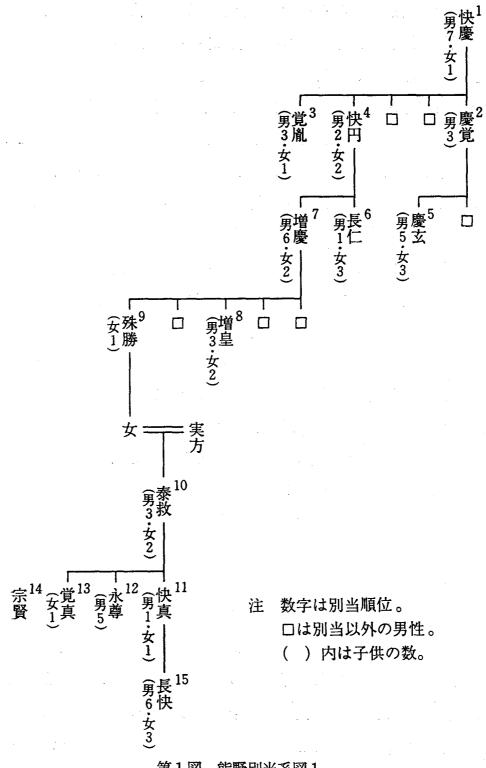
以上3種類の熊野別当系図の初代に関する記載を検討した.これを見るとまず「本宮次第」では、熊野権現に奉仕し、大峰山に諸仏菩薩を顕現させた禅洞を最初の寺務としていた.そして、中央でも熊野別当として知られていた増皇を最初の別当にあげていた.次に「代々記録」では、初代の快慶を熊野権現の侍者榎本家の娘あるいは永興禅師の娘と藤原冬嗣の子としている.そしてさらに 10 代別当泰救 (「別当系図」では初代) を 9 代別当殊勝の娘と藤原実方の子としている.このようにこの系図では二度にわたって、熊野権現の奉仕者の娘と藤原氏につらなる貴族の子を系図にとり入れているのである.これらに対して、「別当系図」では「代々次第」では 10 代目にあたる泰救を別当の初代としながらも、それを藤原実方の子とし、藤原北家の系図を泰救にはじまる熊野別当系図の前につける形をとっている.しかもこの系図を持ち伝えた那智山の実報院はこの藤原実方の名にちなんで実方院とも記されているのである.

このように鎌倉初期の「本宮次第」は系譜の権威づけの根拠を宗教者に、中期の「代々次第」は、地元の熊野権現奉仕者の娘と藤原氏の子に、後期の「別当系図」では直接藤原貴族におくというように、別当の世俗的活動が活発になるに従って、系譜の権威の所在が卓越した宗教者から、古来の土豪、中央の政治的権力者へと移行しているのである。

ここで熊野別当系図としては最もまとまっていると共に、広く一般に流

布した「代々記録」に焦点をおいて長快以前の歴代について検討しておきたい. 歴代の別当の付記の一般的な記載内容は別当の補任年,先代との続柄,子女数,治山期間,死亡年である.そこでこれらのうちの続柄と別当の順位に焦点をおいて快慶から長快までを系図化すると第1図 熊野別当系図1のようになる.これで見ると 14 代の宗賢をのぞいて,別当はすべて快慶の子孫がなっている.また別当職は必らずしも長男が相続するとは限らず,数多くいる子供の中から選ばれていること,嗣子への継承よりも兄弟間の継承が優先していることが注目される.

「代々記録」ではこのように 快慶以来別当職が世襲的に 継承されたとし ている。けれども実際には既述の増皇の際の出来事に見られるように、別 当職は一山の推挙によっている. そして京寿のような客僧でもなりうる可 能性があったのである.現に「代々記録」の宗賢の付記には,彼が紀伊守 の子で別当家の出身ではなかったので、熊野に参着した時大衆が殺害した と記されている. これを文面通り読めば、別当家による別当職の世襲をお かした宗賢が殺されたことになる. けれども立花秀浩が指摘しているよう に、別当職は本来一山大衆の推挙により、その都度選ばれていた。それが 長快以後僧綱別当家が確立するにともない別当職を世襲とすることを正統 化する系図が必要とされた. その結果第1図に示すように快慶以後の歴代 を一族とする系図が作られた. けれども, その時期に, 別当宗賢の殺害事 件が人々の記録に残っていた。そこで、この事件に宗賢は別当家以外から 別当になったゆえ殺されたとの説明を付すことによって、逆に別当世襲制 を正統化する話に仕立てたと考えられるのである。 それでは第1図にあげ た「代々記録」所載の別当系図は、長快以後の現実の別当系図とどのよう な関係を持っているのであろうか、次にはこの点について検討することに したい.

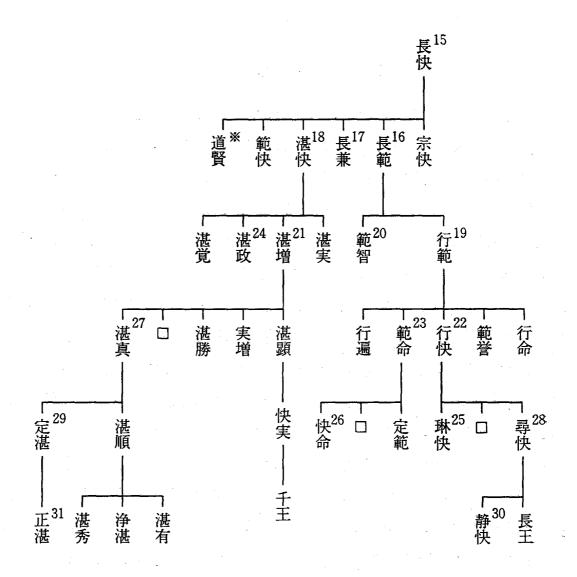


第1図 熊野別当系図1

3. 別当職継承の論理

寛治4年 (1090) 2 月 26 日,熊野御幸された白河上皇から熊野別当長快が法橋に叙せられて以来,それまで地方霊山の支配者にすぎなかった熊野別当は中央の僧綱につらなる高い位置を得ることになる。この折白河上皇は熊野三山に紀伊国二ケ郡の田畠5箇所計百余町を寄進され,さらに元永2年 (1119) には,紀伊,阿波,讃岐,伊予,土佐の5箇国各 10 烟,計50 烟の封戸を寄進された。これによって熊野三山の財政基盤が確立し,山内大衆の別当への期待も高まった。そして爾来,宗務は勿論,所領や荘園の管理,山内の僧侶,山伏,神官の支配,軍事警察権などの権限を持つ別当職を家職とする熊野別当僧綱家が確立する。そこで以下長快以後の別当僧綱家における別当職の継承の仕方を,「代々記録」をもとに作製した第2図,熊野別当系図2によって説明することにしたい。

別当長快のもとで権別当を勤めたのは、「本宮次第」や『長秋記』によると、新宮にいた範尊(算)で、彼は、元永元年(1118)9月22日、熊野御幸の際新宮にこられた白河上皇から法橋の位をさずかっている。ただし、「代々記録」には何故か彼のことは記されていない。長快はこの範尊のもとに、嗣子長範をおくり新宮の支配を試みている。ところで『平家物語』屋代本「剣の巻」には、熊野別当教真が5人の子供を、本宮、新宮、那智、岩田、田辺の5箇所に分けて各地を支配させ、その中でもっともすぐれたものが別当になるように遺言したとの話をのせている。この教真は長快をさすとも伝えられている。というのは、熊野別当系譜によれば長快には5人の子がおり、長男宗快の伝記は定かでないが、次男長範は新宮(のちに別当になり本宮に移り、新宮の支配はその子行範がひきついだ)三男長兼は岩田、四男湛快は田辺、五男道賢は那智を支配しているからである。勿論この「剣の巻」の話は史実とはいいがたいが、長快のすぐれた政治力によって熊野別当僧綱家による熊野三山の一族支配が確立したことは否めない



注 数字は別当順位。

別当以外は他の記録による補綴。

口は「代々記録」の続柄などの記載から実在が 想定されるが、他の記録に見られず、名前が 不明の者を示す。

※の道賢の実在は存疑。

第2図 能野別当系図2

事実である.

長快の死後、16 代別当になった長範は、中辺路の岩田に拠点をおく弟の 長兼を権別当にすると共に、嫡子行範を新宮に留めて新宮別当家を継承させた。そして次には長兼が 17 代別当となり、田辺の新熊野権現 (闘鶏神社) に本拠をおく弟の湛快を権別当にしている。けれども長兼は3年間別当を勤めたのみで死亡し、湛快が 18 代別当となり、新宮にいた長範の子行範を権別当とした。この間の経緯を見ると、兄弟間の継承の方が嗣子への継承に優先している。これは年功者の方が僧綱において別当にふさわしいより高い僧位を与えられていることによっているが、基本的には年功序列の原理が働いていると考えられよう。このことと関連して今一つ注目されるのは、この長快のあと4代にわたる別当継承の仕方が「代々次第」の初代快慶のあとの4代、「別当系図」の初代泰教のあと4代の継承と基本的に同じ形をとっていることである。これは上記のような長快以後4代にわたる別当職継承の事実があって、それをもとに系譜が作られたことを示すのかもしれない。なお、6 代から7代、8 代から9代の継承において兄弟間の継承の方が嗣子への継承へ優先していることにも注目しておきたい。

18 代の別当となった湛快は平治の乱の時にたまたま熊野詣の道にあった平清盛を助けたことから平家の後だてをえていた。また五辻斎院頌子内親王領の南部荘を下司職としてあづかっていた。そしてさらに大治2年(1127)には、元永2年(1119)白河上皇が本宮に寄進された紀伊国の10烟のかわりに牟婁郡芳養村の見付田5町の所当官物が本宮に封じられたのを管理している。こうしたこともあって、熊野詣の中辺路入口に位置する田辺別当家が、新宮別当家と対峙する大きな勢力を持つに至るのである。ただ両別当家の争いをさける必要もあってか、19代別当には長範の子の行範がなっている。行範の妻(立田原の女房)は源為義の娘である。こうしたことから平家方の田辺別当家と源氏方の新宮別当家の対立が激しくなり、湛増が新宮を攻撃するなどのこともあったようである。もっとも湛増

はのちには源義経にくみして源氏方に加わっている.

行範の次にはその弟範智が 20 代別当となり, 湛増が権別当をつとめている。そして, そのあと別当職は田辺方に移って, 湛増が 21 代別当 (権別当は行快)となり, 田辺別当家の黄金時代を迎えるのである。けれども湛増の死後は行範と立田原の女房の子で, 源頼朝の従兄にあたる行快が22代別当となる。なおこの時, 行快の弟の範命と湛増の子湛顕が相次いで権別当となっている。ただ湛顕が行快より先に死亡した為か, 23 代別当は田辺側にわたらず, やはり立田原の女房の子の範命が継ぎ, そのあと田辺別当家の湛政(湛増の弟)が 24 代別当となっている。

熊野御幸を 28 度もされた後鳥羽上皇がおこされた承久の乱では,田辺 別当家からは湛顕の子快実ら,新宮別当家からは,行快の子尋快など多く の者が上皇方に参加した. けれども宇治川の合戦で敗れて, 快実は切られ 尋快は逃亡するなど、熊野一山は多くの人材を失った、そして、直接承久 の乱にかかわらなかった新宮別当家の行快の子, 琳快が 25 代, ついで範 命の子快命が 26 代の別当を継承した、けれどもそのあとは、再び田辺別 当家の湛真が 27 代別当となっている. この頃になると承久の乱の処罰も なされなくなったのか、28 代別当には、新宮別当家の尋快が就任した.こ れによって田辺別当家と、新宮別当家が交代で別当になる慣習が復活した わけである. そして以後 29 代は田辺の定湛, 30 代は新宮の静快, 31 代は 田辺別当家の正湛と継承された. そして『熊野年代記』では弘安 10 年 (1284) 9月,正湛が還俗したことによって熊野別当家は断絶したとしてい る. また「代々次第」「熊野別当次第」など熊野別当系図の多くも,正湛で おわっている。もっともその後も別当として、『太平記』には定遍、道有、 『園太暦』には快宣の名があげられている. けれども系図に即して見た場 合には、熊野別当家は上記のように源平の争いや承久の乱にまきこまれて 盛衰をくり返しながらも、20代範智以降は基本的には新宮別当家と田辺 別当家が交互に別当職を勤めることによって、熊野一山を統治してきたの

である.

結

平安時代末から鎌倉時代にかけて熊野三山を支配した熊野別当家の系図は、史実によって裏付ける事が出来る長快以降の僧綱別当家の部分と、伝説にいろどられた初代から長快迄の部分に分けることが出来る。そして、後半の僧綱別当家の系譜の部分には、同家が別当職を世襲的に継承して、熊野一山を支配し続けたことを可能にした社会的な手だての跡が認められる。そこで最後に今一度その主要なものを順にあげておくと、長快は5人の子供を本宮、新宮、那智、田辺、岩田の要所に配して運営にあたらせている。そして彼の死後は長兄から順に別当につき、最後は長兄の子を別当にするというように、いわば年功序列をとることによって山内の争いなかんずく兄弟間の争いを最小限に留める工夫がとられている。系図において兄から弟への別当職の譲渡が嗣子相承よりも優先しているのも同じ理由にもとづいている。

けれどもやがて田辺別当家と新宮別当家が、それぞれの財政基盤を確立し、熊野詣に訪れる上皇、貴族、武土たちとの結びつきを通して勢力をのばして、あい対峙する。その際、田辺別当家は平家、新宮別当家は源氏に接近する。こうした状況にあって両者の衝突を回避することを考えてか、原則として別当職を両家が交互につとめる形態がとられている。結果的には両家が互いに競いつつ熊野全体を治めていったのである。もっとも寿永の乱には湛増を中心に源氏にくみして危機をのりこえた別当家は、承久の乱では後鳥羽上皇方についたことにより、懐滅的な打撃をうけることになる。そして系図によればこれ以後は鎌倉幕府の意が得られる別当を新宮、田辺両家から交互に出しつつ、最後の別当正湛に到るのである。

この熊野別当僧綱家の系図に伝統的権威を与えているのが,熊野別当系図の初代と長快に到る歴代である。そこで次に熊野別当系図の初代を検討

熊野別当系図の社会的意味

してみると、中世期に熊野山内で作られた3種類の系図のうち最も古い鎌倉初期成立の「本宮次第」では、熊野権現をまつり大峰山に諸仏諸尊をあらわした修験者禅洞が一山の最初の寺務にあげられている。そしてこれにつぐ千如住持、中堂誦師も修験的な宗教者である。このように本宮の修験者に伝わる系図では別当家の初代に宗教的な権威づけが与えられているのである。

次に新宮につたわる鎌倉中期の「代々次第」では、初代別当快慶を藤原冬嗣を思わせる左大臣と熊野権現に奉仕した新宮熊野三党の榎本氏、または熊野で修行した永興禅師の娘の子としている。これに加えて、10 代の泰教も陸奥守藤原実方と9代別当殊勝の娘の子とされている。その系譜の中で、初代と10 代の2人の別当を藤原北家の貴種と熊野権現の奉仕者の娘の子としているのである。これが鎌倉時代末に成立した那智実報院に伝わる「別当系図」になると、まず藤原北家の系図をあげ、実方から直接泰教につらねるというように、別当家が文字通り藤原北家の出自であることを強調している。さらにこの系図では実報院が長快の子道賢につらなることが示されている。これに加えて、実方が陸奥守として陸奥に赴任し、その地で死亡したとの事跡は、陸奥に多くの檀那をもつ那智の実報院にとっては、彼らの支持をえるのに好ましいことであった。そしてのちには実報院は、実方にあやかって実方院の表記すら用いるのである。実方の子孫が陸奥から熊野に来て山伏となり、白河上皇に認められて別当になったとの伝承さえつくられている。

「代々次第」に見られる初代別当快慶から長快までの各別当は,『権記』 所載の増皇の記事や,「代々次第」の宗賢の付記に見られたように本来大 衆の推挙にもとづいて決められ,しかも一代限りのものであった。けれど も,長快以後僧綱別当家が別当を重代職とする為には,初代から長快迄の 間も別当職が血統の間で持ち伝えられていたことを示す系図をつくること によって,このことを正統化しなければならなかった。それに加えて現実 の別当職継承の仕方も正統化されることが必要とされた.こうしたことから「代々次第」では初代快慶から4代,10代泰教から4代の継承は兄弟の相承が優先し、それがおわって長子の子がつぐ長快から4代の継承とほぼ同じ形をとっている.その他の部分でも僧綱別当家の別当職継承と同様、兄弟の継承が長子へのそれに優先している.これによって一門内の争いを最小にとどめる為に年功を重視した相承の仕方が古来の伝統にもとづくものであることを、内外に示そうとしたのかもしれない.

このように熊野別当系図では、別当家の初代を熊野権現を最初にまつり 大峰をひらいた宗教者や、藤原氏の貴種と在地の熊野権現の奉仕者の娘の 子とすることによって、別当家の山内の他家に対する優越性を示し、その 一山統治の正統性を伝統的に根拠づけているのである。また長快以後の僧 綱別当家では別当職を代々世襲し、それをもとに一山を統治していくため に、年功序列にもとづく継承の方法を用いたが、これらのことも、熊野別 当系図の歴代の系譜の記述によって正統づけたのである。

注

- (1) 本小論では熊野別当家の系図を一般的にさす場合は、熊野別当系図と表記し、 個別のものをとりあげる際には括弧でかこむことにする.
- (2) 『紀伊続風土記3』 所収の「熊野別当代々次第」の考証が代表的なものである。近年郷土史家によってなされたものには,長谷克久『熊野別当史』上下白浜文化センター 昭和60年,米良殖人「米良氏系譜を中心とせる武蔵坊弁慶の考証」熊野誌 18, 昭和47年などがある。
- (3) 永島福太郎「熊野別当と同系図について」『滝川政次郎先生米寿記念論文集,神道史論叢』国書刊行会 昭和59年,立花秀浩「熊野別当家の成立」『和歌山地方史の研究4』,昭和62年 宇治書店,阪本敏行「鎌倉時代前期の熊野別当家にかんする一考察――藤原頼資の熊野詣記および熊野参詣随従日記などの検討をつうじて――」『横田健一先生古稀記念文化史論叢下』創元社,昭和62年他参照。
- (4) 鎌倉時代初期になる『諸山縁起』所収の「熊野山本宮別当次第」は承安4年 (1174) に別当になった範智でおわっている。またその一書である「熊野別

当代々記録」は正嘉2年 (1258) に補任された第29代定湛までが同筆となっている。こうしたことから熊野別当系図は、鎌倉時代には成立していたと推測される。

- (5) 有賀喜左衛門「日本における先祖の観念――家の系譜と家の本末の系譜と」 岡田謙・喜多野清一編『家――その構造分析』創文社 昭和34年(『有賀喜 左衛門著作集』7巻,未来社,昭和44年所収)参照.
- (6) 「熊野別当代々次第」『紀伊続風土記3』歴史図書社,134-145頁.本系図は「熊野別当次第」或は「熊野別当補任記」とも呼ばれる.なお『紀伊続風土記3』では,各別当の記載に関して細かな考証が試みられている。ちなみに本系図の本文は,滝川政次郎他校訂『熊野速玉大社古文書古記録』清文堂昭和46年,『新宮市誌』新宮市 昭和12年等にも収録されている。
- (7) 鎌倉時代末に編まれた『二中暦』所収の「熊野別当」では、増皇から始めて 殊勝、泰救と続けている。それ故当時中央で初期の熊野別当としてはっきり 知られていたのは、これらの人々であったと考えられよう。(「二中暦」『改訂 史籍集覧』所収。
- (8) 『熊野山略記』の「熊野山別当次第」は第二類聚諸記、新宮の項の最後の「神 倉縁起相伝」の次にあげられている。ただし本項では最初の部分に新宮四家 などの系図をあげ、最後にこの「別当次第」を付している故、本系図が本来 新宮に伝わっていたものとは考えられず、むしろ神倉の修験が持ち伝えてい たものとも思えるのである。
- (9) 『熊野速玉大社古文書古記録』 (76-87頁) 所収のものは, 第29代定湛でおわっている.また『紀伊続風土記3』収録の「熊野別当代々次第」は定湛までが同筆で,あとは加筆されていたとのことである.(同書134頁)
- (10) 熊野別当家の初代を師尹流の実方におく伝承は、中央でも広く知られていたらしく『尊卑分脈』の「師尹公孫」では長快を実方の子とし 長快一湛快一湛増一湛全一湛祐一源湛 女子 白川院女房 と続く熊野別当系図をおばている。『善鬼分脈』『新江田中大系』第59 巻
 - と続く熊野別当系図をあげている。(『尊卑分脈』『^{新訂}国史大系』第59巻, 昭和34年,吉川弘文館,20頁)。
- (11) 「諸山縁起」『寺社縁起』日本思想大系20,岩波書店,91頁,115-116頁。
- (12) 『証菩提山等縁起』 修験道章疏 3, 373 頁. ここでいう縁起は熊野権現の縁起のことである.
- (13) 『熊野山略記』 1,本宮、『熊野』地方史研究所、420 頁。なお同様の話は『証菩提山等縁起』にも見られるが、ここでは、「修行僧」とのみ記されてい

- て, 禅洞の名はあげられていない。
- (14) 『権記』長保2年1月20日の条。
- (15) 頼厳は、『証菩提山等縁起』によると、寛治3年(1089) 熊野権現の宝前で権現から日本へ垂跡した縁由と垂跡の場所、本願などを知らされたという。この記事には、熊野山検校頼厳と記されている。この検校は三山検校が設けられる以前のもので、別当と共に山内をおさめる役であったと考えられよう。(『証菩提山等縁起』修験道章疏3,372-373頁)
- (16) 『紀伊続風土記3』では、この部分は最後の別当である正湛などが、当時の一山の伝説を書き記したものとしている。(『紀伊続風土記3』,134頁)
- (17) 藤原冬嗣は,嵯峨天皇から深く信頼され,太政大臣正一位をきわめている。 また,氏寺の興福寺に南円堂を建立した。もっとも快慶の父は,一説には, 三条大納言ともされている。(永島福太郎,上掲論文,790頁)
- (18) 『熊野山略記』の新宮の項には、熊野三党を熊野権現を本宮で発見してまつった千与定の後裔とする「系図」があげられている。(『熊野』426-427頁) また『日本霊異記』には有田郡に住む榎本氏出身の法華持経者牟婁沙弥の修行の話をあげている。
- (19) 永興禅師に関しては、舟ヶ崎正孝『国家仏教変容過程の研究』雄山閣、昭和 60年,184-200 頁参照.
- (20) 「目良系図」(東京大学史料編纂所影写本)。
- (21) 「能野別当代々次第」『紀伊続風土記3』,135頁.
- (22) 立花秀浩, 上掲論文 110頁.
- (23) 熊野別当僧綱家初代とする見方は、立花秀浩、上掲論文、117頁. 中興とする見方は永島福太郎、上掲論文 795頁.
- (24) 『紀伊続風土記3』, 137 頁. なお永島福太郎も,長快から始まる系図を作製している. (永島福太郎,上掲論文795頁).
- (25) 「三河国長存寺縁起」『紀伊続風土記3』,137頁.
- (26) 立花秀浩, 上掲論文, 110-111頁.
- (27) 『帝王編年記』,新訂增補国史大系.
- (28) 『中右記』元永3年9月17日の条.
- (29) この長快以後の系図は「代々次第」の記述や史実にもとづいて作製した。その際別当以外の重要人物も追加しておいた。
- (30) 立花秀浩は, 範尊は長快の二男で16代別当になった長範としている。また 阪本敏行は長快の叔父で12代別当永尊の子と推測している。(阪本「熊野別 当家嫡子・庶子家分立による在地支配の確立と三男流の長兼家による富田川

熊野別当系図の社会的意味

- 中流域支配の実態について」和歌山地方史研究16,1989年,29頁。
- (31) 『平家物語』屋代本,「剣の巻」国学院大学所蔵。
- (32) 阪本敏行「熊野別当嫡子・庶子家分立による在地支配の確立と三男流の長兼 家による富田川中流域支配の実態について」『和歌山地方史研究』16,1989.
- (33) 「南部莊官年貢米起請文案」『又続宝簡集』 96 (『大日本古文書』 高野山文書7)。
- (34) 『中右記』元永2年9月17日の条。
- (35) 『平家物語』「源氏揃の巻」日本古典文学大系32. ただ行範の嫡子行命は母が立田原の女房でなかったこともあって、平家方につき、熊野を出て壇の浦の合戦に参加している。
- (36) 阪本敏行「熊野権別当湛顕についての基礎的考察」 くちくまの 80 号, 平成 2 年, 7 頁.
- (37) 那智山の米良文書には、永徳4年(384)の「執行道賢一跡配分目録」がおさめられている。これは配分目録としては最初期のもので、しかも数多くの檀那をあげていて、当時道賢が那智山執行として大きな力を持っていたことを示している。それ故「別当系図」で実報院の祖とされている長快の子道賢は、配分目録の道賢を念頭において追記されたとも考えられよう。